

学校いじめ防止基本方針

国分寺市立第三中学校

1. いじめの定義といじめ防止に関する基本方針

◎いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第2条」）

◎いじめ防止に関する基本姿勢

「いじめは、教育を受ける権利の侵害」であり、「心身の健全な成長と人格形成への重大な影響」を及ぼすものであり、「生命又は心身の重大な危険」を被るおそれがある。更に「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうる」という基本的な認識に立ち、本校の生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができる、いじめのない学校とするために「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下のことをポイントとする。

- ① 教職員の人権感覚を高め、いじめを許さない見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自尊感情、自己有用感をはぐくむ教育活動を推進する。
- ③ いじめを早期に発見し早期に解決する。
- ④ いじめられた生徒の立場に立ち、その生徒を守り通す。
- ⑤ いじめ問題について保護者や地域、関係諸機関との連携を深める。

2. いじめの防止等のための措置

◎第三中学校の校長・副校長・生活指導主任・当該生徒の学級担任・当該学年主任・養護教諭・SC・SSWにより構成される「いじめ防止対策委員会」を置く。

◎「いじめ防止対策委員会」は、本校におけるいじめ防止等の取り組みに関すること及びいじめであるかどうかの判断を組織的に行う。

◎生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは学校長に報告し、指示を受ける。

◎いじめを受けていると思われる生徒に、いじめの事実の有無を確認し、結果を学校長へ報告する。

◎いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のためにいじめを受けた生徒・保護者への支援やいじめを行った生徒への指導および保護者への助言等を継続的に行う。

◎必要に応じて、いじめを行った生徒を別室で学習させるなど、いじめを受けた生徒が安心して授業等を受けられるようにする。

◎指導で得た情報等、いじめを受けた側と行った側、双方の保護者間で争い等が起きることのないよう、共有し対処する。

◎いじめは、いかなる理由があろうとも許されるものではないという姿勢で対処し、生徒の生命や身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに小金井警察署に通報し、適切な援助を求める。

3. いじめの未然防止のための取り組み

◎授業規律の確立

- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・授業の参加姿勢を確立させ、私語や手紙回し、発言生徒への冷やかし、中傷、失笑等に対して、きちんと指導する。

◎道徳の時間の充実

- ・思いやりの心、命の大切さ、相手の立場に立って考えること等、豊かな情操と道徳心を培う。

◎各行事等における先輩、同級生、後輩の良き関係を作り、主体的に参加する学校行事を推進する。

◎地域社会との連携及び交流、ボランティア活動等の体験的活動を充実させる。

◎生徒会等を中心とした、いじめ防止に関する活動を推進する。

◎いじめ防止のための対策に関する研修の実施及び資質の向上を計画的に行う。

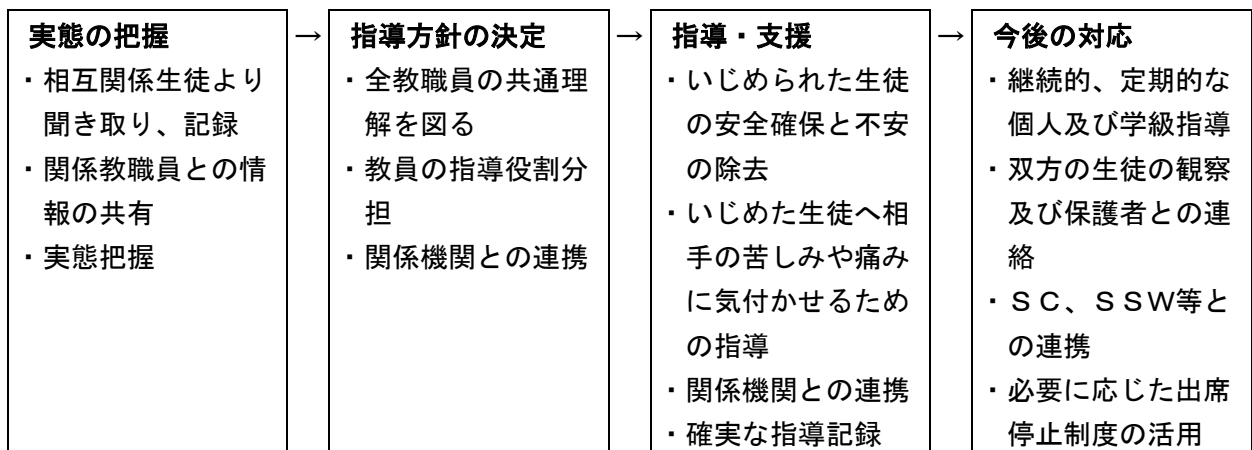
4. いじめの早期発見・早期対応に向けての取り組み

◎早期発見のための手立て

- ・すべての教員が、日常的に生徒の様子に気を配り、観察する。家庭や地域からの情報もつなぎ合わせ、どんな小さな変化も見逃さないという姿勢を身につけていく。
- ・気になる生徒の情報を共有し、多くの教員の目で観察し、必要に応じて然るべき対応を取る。
- ・個人面談や年3回の「いじめ調査」も有効に活用し、生徒の状況等を把握する。
- ・毎週の企画委員会、特別支援委員会で、情報の共有化、対応方法、指導の確認、被害生徒のケアを図る。
- ・スクールカウンセラーによる相談窓口を周知する。

◎早期対応の流れ

緊急 いじめ発見 → 「いじめ防止対策委員会」の招集



保護者・地域との連携

- ・直接、事実関係を伝え、事案の解決に向けた具体的な対策を説明し、理解を得る。
- ・事実を冷静に確認し、言い分を十分に聞くなど、家庭での対応と学校との連絡方法を確認する。
- ・状況に応じた、関係機関との連携及び連絡方法を確認する。

5. 重大事態への対応

◎以下のような事態に対して、アンケートやその他適切な方法により、事実関係を明確にする。

- ・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・生徒が相当の期間（30日目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

◎生徒およびその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

◎具体的な対処

- ・市教委への報告。
- ・被害生徒への複数教員による対応および緊急避難措置の検討、実施。
- ・加害生徒への懲戒及び改善が見られない場合は市教委へ出席停止措置を求める。
- ・警察への相談、通報。
- ・児童相談所等との連携。
- ・緊急保護者会の開催。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

◎いじめ防止対策委員会：校長・副校長・教務主任・生活指導主任・当該生徒の学級担任・当該学年主任・養護教諭・SC・SSWで組織し、定期的開催する。

7. ネット上のいじめへの対応

◎未然防止と早期発見

- ・情報モラル、マナー等の指導。
- ・保護者への啓発活動と連携。

◎ネット上のいじめ発生時の対応

- ・書き込みの内容を確認する。
- ・関係する生徒や保護者への状況説明と家庭での指導を要請する。（プライバシーの保持に留意。）
- ・掲示板の管理者、プロバイダーへ削除依頼をする。（学校からも依頼をする。）
- ・関係する生徒、保護者の意向を確認し、全校生徒及び全家庭への呼びかけ、指導を行う。

8. 学校評価の実施

学校、家庭、地域との連携や協力をより強固なものとするためにも、学校評価において、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について自己評価するとともに、その結果を学校運営協議会に報告し評価を得て、次年度の取組の改善に生かす。

9. 年間計画（別紙）